

○大府市ブロック塀等除却費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の除却等を実施する者に対し、予算の範囲内において交付する大府市ブロック塀等除却費等補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等を用いて築造した塀（門柱及び万代塀を除く。）で、道路面からの高さが1メートル以上のものをいう。
- (2) 建替え ブロック塀等の除却又は改修に伴い、新たにフェンス、ブロック塀等を設置することをいう。
- (3) 除却等 ブロック塀等の除却、改修（除却を伴うものを含む。）及び建替えをいう。
- (4) 建築士等 一級建築士、二級建築士、木造建築士及びブロック塀診断士をいう

(補助の対象)

第3条 市内に存するブロック塀等の所有者が、当該ブロック塀等（建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）別紙1に掲げる項目に不適合となる項目が1つ以上あるものに限る。）のうち大府市建築物耐震改修促進計画に定めるブロック塀等の安全確保に関する事業の対象となる避難路の沿道又は大府市地域防災計画に定める避難地に隣接する敷地に設置された部分の除却等を行う場合に補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 過去に同一の利用に供されている一団の土地につきブロック塀等に対する補助金の交付を受けた者
- (2) 大府市まちかど緑化推進事業補助金交付要綱に基づき、大府市まちかど緑化推進事業補助金の交付を受けた者
- (3) 大府市税を滞納している者

(補助金の額)

第4条 除却又は改修に対する補助金の額は、ブロック塀等の除却又は改修に要した経費と除却又は改修するブロック塀等の面積に1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2の額とし、20万円を限度とする。

2 建替えに対する補助金の額は、建替えに要した経費のうち、フェンス、ブロック塀等の新設に要した経費と新設するフェンス、ブロック塀等の長さ1メートル当たり2万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2の額とし、10万円を限度とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市ブロック塀等除却費等補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 工事内容を記した図面及び除却等をするブロック塀等の写真
- (3) 工事費の見積書の写し
- (4) 市税の完納証明書
- (5) 建築物の既設の塀の安全点検について別紙1の写し（補助対象となるブロック塀等についてチェックしたものに限る。）又は耐震診断結果報告書（一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準による診断の結果が耐震診断基準に適合しないとされているもので、当該耐震診断を同協会が実施する登録調査資格者講習の受講者が行い、かつ、その者の資格及び氏名の記載があるものに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を大府市ブロック塀等除却費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更又は中止)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、交付決定後に次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合又はブロック塀等の除却等を中止しようとする場合は、あらかじめ、大府市ブロック塀等除却費等補助金変更・中止承認申請書（第3号様式。以下「変更・中止承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定を受けた除却等工事（以下「補助事業」という。）の施工箇所及び施工方法の変更
 - (2) 交付決定を受けた補助金の額の変更
- 2 受給者は、前項の規定により、変更・中止承認申請書を提出する場合（変更の場合に限る。）は、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 変更内容を記した図面
変更後の除却等工事費の見積書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、変更・中止承認申請書を受理した場合（変更の場合に限る。）は、その内容を審査し、適当と認めたときは、大府市ブロック塀等除却費等補助金変更承認通知書（第4号様式）により受給者に通知するものとする。

(完了実績報告書等)

第8条 受給者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の1月31日（これらの日が大府市の休日を定める条例（平成元年大府市条例第31号）に規定する市の休日）に当た

るときは、直前の開庁日)のいずれか早い日までに、大府市ブロック塀等除却費等補助事業完了実績報告書(第5号様式。以下「完了実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却等工事費の領収書の写し
- (2) 施工状況及び完了後の写真
- (3) 工事請負契約書の写し等請負契約の日付を証する書類
- (4) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 改修の場合 建築士等が建築基準法(昭和25年法律第201号)に適合していることを確認した書面(建築士等の資格及び氏名の記載があるものに限る。)又は耐震診断結果報告書

イ 建替えの場合 建築士等が地震に対して安全な構造となることを確認した書面(建築士等の資格及び氏名の記載があるものに限る。)

- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、大府市ブロック塀等除却費等補助事業における審査結果通知書(第6号様式。以下「審査結果通知書」という。)により受給者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第9条 受給者は、審査結果通知書を受け取った日から起算して10日以内に請求書(第7号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。